

競技運営に関する注意事項

1. 取り決め事項や代表者会議で決められた事項を、選手並びにチーム関係者に周知徹底させること。
2. ベンチには選手20名以内、チーム責任者、監督、コーチ2名、マネージャー・スコアラーとする。なお、監督及びコーチは選手と同様のユニフォームを着用のこと。
3. 組み合わせ表にある開始時刻は、あくまで予定時刻であり、選手及び役員は試合開始1時間前まで、又は3回終了時まで集合すること。
4. メンバー表は、第一試合は開始予定時刻の30分前、第二試合以降は、3回終了時に監督と主将が提出し、攻守を決定する。提出部数は4枚とする。
5. 攻守決定後、本部の指示により、グラウンド内のブルペンにて、先発バッテリーは練習することができる。
6. 応援は、フェアに行い学童野球の品位を傷つけないようにする。
7. プラカード及び団旗は各チームで準備し、開会式に持参すること。
8. 選手宣誓は、組み合わせ抽選で1番クジを引いたチームが行う。
9. グラウンド整備は、各チームの運営委員の指導のもと選手が行う。
10. 当日試合のある全チームの運営委員は、第一試合開始の1時間前に会場へ集合し、準備をすること。
11. 当日の試合が3試合の場合は、第三試合のチームが第一試合の運営を担当し、以降第二試合は第一試合のチームが、第三試合は第二試合のチームが担当する。
12. 一塁側ベンチのチームは審判員へ、三塁側ベンチのチームは本部への給水を担当する。
13. 若番のチームの運営委員はSBOのカウントを、後番チームの運営委員はスコアボードを担当する。
14. 荒天による中止の連絡は、午前6時30分に大会本部で決定し、チーム代表者へメール等にて連絡をする。
15. 指定されている場所以外への駐車は厳禁する。また、禁煙については各球場の指示による。
16. その他、全軟連の競技者必携及び群馬県野球連盟の規則に準じる。

競技上の注意事項

1. 正式試合
 - ・試合は6回戦とし、1時間30分をもって、新しいイニングに入らない。
 - ・6回イニングが進まなくても、5回及び1時間30分を過ぎ、日没や降雨等により試合中止、つまりコールドゲームを宣せられたような場合は、均等回の得点を持って試合を決定する。
 - ・3回15点及び5回7点差が生じた場合は、得点差によるコールドゲームとする。
2. 延長戦
 - ・6回もしくは1時間30分を完了して同点の場合は、引き続きタイブレーク方式（特別延長）を2回まで行い、なお、勝敗が決しない場合は、抽選で勝敗を決する。なお、決勝戦も同様とする。

3. タイブレーク方式
 - ・ 継続打順、無死一、二塁（前回の最終打者を一塁走者とし、二塁の走者は順次前の打者）で行う。
4. 特別継続試合
 - ・ 5回以前に中止になった場合でも、又5回を過ぎて正式試合になって、同点の試合が中止の場合でも、再試合としないで、予備日等に特別継続試合を行う。ただし、決勝戦は再試合とする。
5. 抗議権を有する者は、監督か当該プレーヤーとする。
6. タイムの制限回数
 - ・ 守備側と攻撃側とも、1試合に3回以内とし、タイブレークの場合は、1イニング1回とする。
7. 変化球に関する事項
 - ・ 学童部の投手は、変化球を投げることを禁止する。関節の障害防止のため、まだ、骨の未熟な学童部の投手に対して変化球を投げることを禁じ、変化球を投げた場合はペナルティを課すこととする。変化球を投げた場合とは、投球が審判員によって変化球と判断された場合をいう。なお、ペナルティは全軟連「競技者必携の競技に関する連盟特別規則」の定めるところによる。
8. 投球制限
 - ・ 大会特別規則【投球制限】は以下のとおりとする。
 - (1) 一人の投手は1日70球以内（4年生以下は60球以内）とする。
 - * 1日2試合行う場合、1試合目に登板した投手は70球以内であっても投球することはできない。
 - (2) 試合中70球に達した場合、その打者が打撃を完了するまで投球できる。
 - (3) 試合中の投手は、他の守備につくことはできるが、一度他の守備位置についた場合も、再び投手に戻ることができる。
 - (4) ボークにもかわらず投球したものは、投球数とする。
 - (5) タイブレークとなった場合、1日70球以内であれば継続し投球することができる。
 - (6) 牽制球や送球とみなされるものは投球数としない。
 - (7) 投球数は大会本部で管理する。
 - (8) ホームベースのサイズは、一般用を使用する。

群馬県野球連盟規約施行規則より学童部に関する抜粋

1. 第2章 組織、チームの登録及び編成
 - 第5条(2) 少年チーム
 - 学童部 群馬県内の小学生で編成されたクラブチームとする。なお、スポーツ少年団との二重登録は認める。
2. 第8章 規律
 - 第34条 学童部登録チーム及び選手等は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 1日の練習時間は、平日3時間以内、休日5時間以内とする。授業日の朝練習については禁止する。なお、平日の練習は、週に最低2日の休養日を設け、3日以内とする。
 - (2) 対外試合については、1月1日から2月15日まで禁止する。
 - (3) 経費については、極力節減を図ること。
 - (4) 学童野球を行うために学校における授業等に影響を及ぼすようなことは厳禁する。
 - (5) 登録は、保護者の承認を得ること。また、スポーツ傷害保険に必ず加入する。
- 2 前項に違反したときは、総務委員会の審査を経て、チーム責任者、監督、コーチを3か月間の活動停止、チームを1か月間の活動停止とする処置を行う。

富岡市野球連盟では

1. 学童部加盟のチーム編成は、原則として同一小学校の児童をもって編成する。ただし、人員不足等特別の理由がある場合は、支部長の承認を得て、支部内で補充することができる。
2. 人員不足によりチーム編成できない場合は、支部長の承認を得て、支部内のチームと合同で大会に参加することができる。

連絡先

野球連盟富岡支部副支部長	柴山	携帯090-2561-1204
同	担当 赤穂	携帯090-7286-5038
		メール：b.b.akaho@gmail.com
野球連盟富岡支部事務局		TEL：63-0311 FAX：63-0213
(宮前事務所)		メール：naomitsu@lapis.plala.or.jp